

社会福祉法人 防府市社会福祉協議会
防府市ボランティアセンター「ボランティア登録」要綱

(目的)

第1条 この要綱は、防府市における非営利の自主的、主体的なボランティア活動（特に、福祉ボランティア活動）の推進を図るため、社会福祉法人 防府市社会福祉協議会・防府市ボランティアセンター（以下「センター」という。）へのボランティア登録について必要な事項を定めるものとする。

(登録の種類)

第2条 登録の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 個人ボランティア登録
- (2) ボランティア団体登録

(ボランティアの登録要件)

第3条 ボランティアの登録要件は、登録の種類ごとに次の各号に定める要件を備えているものとする。

- (1) 個人ボランティア登録
 - ア 登録時、防府市に在住、在勤、在学のいずれかであること。
 - イ センターと連携をとりながら福祉ボランティア活動を行う意思があること。
 - ウ センターが開催する行事に積極的に参加協力する意思があること。
- (2) ボランティア団体登録
 - ア 会員の3分の2以上が防府市に在住、在勤、在学のいずれかであること。
 - イ 団体の主な活動が会員間の互助活動ではなく、防府市民全般を対象とした福祉活動であること。
 - ウ センターが開催する行事に積極的に参加協力する意思があること。
 - エ 登録を終了した次月より防府ボランティア連絡会に所属する意思があること。

(登録による特典)

第4条 センターに登録した個人ボランティア及びボランティア団体は、次の各号に定める特典を受けることができるものとする。

- (1) センターによるボランティア活動の斡旋及び紹介を、継続的に受けることができること。
- (2) センターよりボランティア情報紙の個別送付を受けることができること。(ボランティア団体については団体の長のみ)
- (3) ボランティア活動保険に加入する場合、センターより一定の補助を受けることができること。
- (4) 防府市福祉センターの会議室や娛樂室等をボランティア活動に利用することができること。(ボランティア団体登録のみ)
- (5) 社会福祉法人 防府市社会福祉協議会が行うボランティア団体助成に応募することができること。(ボランティア団体登録のみ)

(ボランティアの登録方法)

第5条 センターに登録するには、センターに来訪したうえで、ボランティア登録カード（個人は様式第1号並びに団体は様式第2号）をセンターに提出するものとする。

- 2 ボランティア団体登録の場合は、会則及び会員名簿も併せてセンターに提出するものとする。
- 3 ボランティア団体登録の場合は、登録を終了した次月より防府ボランティア連絡会に所属するものとする。

(ボランティア登録の更新)

第6条 ボランティア登録の更新は、個人ボランティア登録は2年毎に、ボランティア団体登録は3年毎に更新を行うものとする。ただし、登録後初めての更新は、個人ボランティア登録は2年経過後、ボランティア団体登録は3年経過後のそれぞれの最初の4月をもっておこなうものとする。

(ボランティア登録の解除)

第7条 ボランティア登録を解除するには、センターへその旨を申し出るものとする。

附則

1. この要綱は、平成18年5月1日から施行する。
2. この要綱の施行日前に登録している個人ボランティア及びボランティア団体は、第6条を準用するものとする。
3. この要綱の施行日前に印刷されているボランティア登録カード（個人並びに団体）は、残存するものに限り、適宜修正のうえ使用できるものとする。